

## 別紙 13（効果促進事業に係る運用）

### 第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ② に掲げる効果促進事業に係る運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第 2 目標

農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために効果促進事業を実施する。

### 第 3 事業実施主体

実施主体は都道府県、市町村、農林漁業団体、その他農山漁村地域整備計画の目標達成にあたり適当な団体とする。

### 第 4 事業内容、対象区域

事業内容は、農山漁村地域整備計画の目標を達成するために必要なものとし、農山漁村地域整備計画の対象となる区域で実施するものとする。

### 第 5 実施要件

実施要件は、農山漁村地域整備計画の目標を達成するため必要な事業であることとする。

### 第 6 経費の対象

効果促進事業の実施に要する経費。ただし、工事雑費、営繕費及び事務費に要する経費でないこととする。